

平成15年4月8日制定  
平成15年5月14日一部改正  
平成15年12月〇日一部改正  
環境省 環境保健部

## さがみ縦貫道路周辺地域等化学物質調査検討会設置要綱（改正案）

### 1. 目的

さがみ縦貫道路周辺地域等化学物質調査検討会（以下「検討会」という。）は、さがみ縦貫道路建設現場の周辺地域、平塚第2地方合同庁舎敷地の周辺地域、陸軍習志野学校跡地及び旧日本軍施設との関係が疑われる茨城県神栖町の地下水汚染地域における環境調査等の企画立案、調査実施、調査結果のとりまとめ等に当たり、専門家の立場から総合的に指導、助言等を行うことを目的とする。

### 2. 構成

- (1) 検討会は、標記調査の実施に関連する分野の学識経験者から、環境保健部長が依頼した検討員をもって構成する。
- (2) 検討を効率的に行うため、必要に応じて検討会の下にワーキンググループを設置し、所要の検討を実施する。
- (3) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時検討員をおくことができるものとする。また必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

### 3. 座長

- (1) 検討会に座長をおく。
- (2) 座長は会議の議事運営に当たる。
- (3) 座長が出席できないときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

### 4. 検討事項

環境省が実施するさがみ縦貫道路周辺地域、平塚第2地方合同庁舎周辺地域、陸軍習志野学校跡地及び神栖町地下水汚染地域における化学物質調査に関する次の事項について、専門家の立場から総合的に指導、助言等を行う。

- (1) 調査計画の立案及び実施に係る指導、助言
- (2) 調査結果の評価及びとりまとめに係る指導、助言
- (3) その他必要な事項

### 5. 庶務

検討会の庶務は、環境省環境保健部環境リスク評価室において行う。

### 6. その他

本検討会は、公開することにより公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当するため、原則として非公開とする。